

第 323 回 I L O 理事会について

【会期・場所】平成 27 年 3 月 12 日(木)～3 月 27 日(金) スイス・ジュネーブ

【主な出席者】政府側：伊澤総括審議官（I L O 理事）ほか

労働者側：桜田連合国際顧問（I L O 理事）

使用者側：松井経団連国際協力本部副本部長（I L O 理事）

【主な議題】

1 2016－17 年計画予算案

昨年 11 月理事会の議論を踏まえ、事務局から、人件費や管理費の削減により、予算総額を前期とほぼ同額（対前期比 0.5%減）に抑制するとともに、前記予算における 8 つの最重要分野を基に、移民や労使団体の取組を加えた 10 の政策成果指標へ予算を重点化することや、横断的課題、管理・運営面での成果指標などを盛り込んだ案が示された（※）。

事務局案については、成果指標ごとの関係や予算配分などについて議論され、若干の修正が行われた後、政労使それぞれからの賛成を得て承認され、6 月の I L O 総会に提示されることとなった。

※ 予算総額は約 797 百万フラン。日本の分担率案は 10.839%、

地域別事業費総額は 259 百万フラン、このうちアジア太平洋地域における事業費は約 72 百万フラン。

2 監視機構の在り方

2015 年 2 月に開催された I L O 第 87 号条約とスト権の関係についての三者協議の成果及び理事会中に開催された基準適用委員会の運営に関する作業部会の議論を踏まえて、I L O の監視機構の適切な運営に向けた具体策について議論が行われた。

その結果、① I L O 総会基準適用委員会の運営の改善へ向けた、審査対象となる国別案件の選定基準及び時期の明確化等、② I L O 条約や勧告を時代の変化に対応した基準とする基準見直しメカニズムのための作業部会の設置、③複数の監視機構の相互関係を整理し、改善するための報告書の作成等を行うことが決定された。

3 I L O の開発協力戦略（2015－17）

昨年 11 月の理事会の議論を踏まえ、①開発協力に関する戦略的事項について加盟国の関与を保障する機構の設置、②事業実施に当たっての原則及び事業の達成目標の改訂について討議が行われた。

その結果、①理事会での討議に加えて、必要に応じて非公式な三者協議の枠組みを設置し、開発協力に関して加盟国の関与を強めること、②事業実施に当たっての原則として、国際労働基準に沿うことや計画予算とのバランスを確保すること、事業の達成目標の改訂として、資金調達における新たな数値目標の設定等が決定された。

4 労働安全衛生分野を含む I S O との協働に関する進展

2013 年より ILO と ISO が協働で行っている OSH-MS（労働安全衛生マネジメントシステム）の規格開発に関して、ISO と ILO は「国際労働基準を尊重しそれと矛盾しないこと」が盛り込まれた合意書（MOU）を交わしているが、ISO が国際労働基準を尊重していないことが問題となっており、合意書に基づく協働の延長可否について議論された。

その結果、合意に関する解釈の相違について、ハイレベルの調整により対処するよう事務局長に求めるとともに、ILO と ISO との協働については 1 年延長し、今年 11 月の理事会において実施状況をレビューすることが決定された。

5 フィジーでの政府による労働組合弾圧への対応

2014 年 10 月に ILO によるダイレクト・コンタクト・ミッションをフィジー政府が受け入れたため、11 月理事会においては、調査委員会を設置するかどうかの決定が今回理事会まで延期されていた。

今回の理事会中に、フィジーの政労使三者が今後の交渉プロセスについて合意したことを受け、理事会は、フィジー政府に対し 6 月理事会に進捗報告を提出するよう要請し、調査委員会を設置するかどうかの議論については 11 月理事会に延期することが決定された。

6 第 106 回（2017 年）以降の I L O 総会議題

2017 年以降の ILO 総会議題については、昨年 11 月の理事会において、2019 年の ILO 100 周年に向けた戦略的且つ一貫したアプローチを採用することが決定されたことを受け、今回は、当該アプローチの具体的方法と議題決定までのロードマップが事務局から示され、議論の結果、承認された。個別の議題選定については、2015 年 11 月理事会において引き続き検討が行われる。